

令和元年6月27日

令和元年第2回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

健康医療局

## 目 次

	ページ
1 旧七沢リハビリテーション病院脳血管センターの移譲後の状況 について .....	1
2 神奈川県保健医療救護計画の改正について.....	3
3 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の一部改正 について .....	4
4 かなチャンTVにおける動画配信の停止について.....	7

## 1 旧七沢リハビリテーション病院脳血管センターの移譲後の状況について

旧七沢リハビリテーション病院脳血管センター（以下「旧七沢病院」という。）について、県から移譲を受けた医療法人社団葵会（以下「葵会」という。）が、平成30年8月に新病院を開院したことから、今般、開院後の状況について報告する。

### (1) 新病院開院までの経過等

平成28年度 旧七沢病院の閉院に伴い、県では、回復期の病床として民間移譲することとし、公募により葵会を移譲先として決定

#### 【移譲条件】

○病床数は245床

○100床以上を脳血管疾患に関する病床とする

平成29年度 県と葵会が県有財産売買契約を締結。以後、葵会が開設準備を行う

平成30年5月 葵会が、8月の開院を目指し、開院時は医師等が少ない療養病床として開棟し、その後段階的に医師等を増員する事業計画書を県に提出

7月 県は条件を付して新病院の開設を許可

#### 【許可条件】

○病床種別は、各病棟の開設時（使用開始時）は療養病床での開設を認めるが、各病棟の開棟後、1年以内を目途に承継前の病院と同様に一般病床に転換すること

県央地区保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）（第1回）において、新病院の事業計画や地域との相互理解について協議

8月 葵会が新病院を開院（75床）

推進会議（第2回）において新病院の事業計画等について引続き協議

## (2) 新病院開院後の状況

### ア 経過

- 平成 30 年 11 月 全病床 245 床を開棟
- 平成 31 年 2 月 推進会議（第 4 回）において、一般病床への転換を当初予定していた 7 月末から 2 月末に前倒しすることを報告
- 平成 31 年 3 月 全病棟を一般病床に転換
- 4 月 全病棟で回復期リハビリテーション病棟入院料の算定を開始
- 令和元年 5 月 脳血管疾患 100 床を配置（各病棟 20 床）

### イ 地域との調整状況

県は、開院後の新病院における医師等の確保など事業計画の履行状況等を毎月確認し、必要な指導を実施した。また、その状況を推進会議委員に報告するとともに、10 月及び 2 月の推進会議においても協議を行った。

## (3) 今後の対応

新病院は、開院以降令和元年 5 月までの間に移譲条件や開設時の許可条件を達成したが、リハビリ職の人員配置など、事業計画には未だ達していない部分もあることから、引き続き計画を着実に履行するとともに、地域の医療機関との相互理解の推進と連携を強化し、今後も回復期医療を提供するよう指導していく。

## 2 「神奈川県保健医療救護計画」の改正について

神奈川県保健医療救護計画について、災害救助法が改正されたことに伴い、県と救助実施市との役割分担を明確にするとともに、連携体制を確立するなどの所要の改正を行う必要があるため報告する。

### (1) 改正の概要

#### ア 改正の趣旨

- ・ 災害救助法が改正され、平成 31 年 4 月から、従来県が行っていた被災者の救助の事務については、国から救助実施市として指定された政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）が、自らの事務として行うこととされた。
- ・ このため、県と救助実施市との役割分担を明確にするとともに、連携体制を確立する必要性が生じたことから、本計画について所要の改正を行う。

#### イ 計画の位置付け

災害対策基本法に基づき作成された「神奈川県地域防災計画」の保健医療救護に係る個別計画である。

#### ウ 改正の考え方とポイント

- ・ 災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、災害派遣医療チーム（DMAT）を始めとする保健医療活動チームの調整など、県と救助実施市との役割分担を明確にするとともに、連携体制の確立を図る。
- ・ 本計画の改正の実効性を担保するため、9 月実施の大規模地震時医療活動訓練で検証を行う。
- ・ その他、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）など前回改正以降に整備した体制等を反映する。

### (2) 今後のスケジュール（予定）

令和元年 9 月	大規模地震時医療活動訓練を実施
12 月	第 3 回定例会厚生常任委員会へ改正素案を報告 改正素案に関するパブリックコメントを実施
令和 2 年 2 月	第 1 回定例会厚生常任委員会へ改正案を報告
3 月	計画改正、公表

### 3 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の一部改正について

平成 22 年 4 月に施行した「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（以下「条例」という。）について、「健康増進法」（以下「法」という。）が改正され、令和 2 年 4 月から全面施行されることに伴い、県民意識・施設調査の結果及びたばこ対策推進検討会の議論を踏まえ、条例の一部改正を行うことから、その概要について報告する。

#### (1) これまでの経過

平成 30 年 7 月	「健康増進法の一部を改正する法律」の改正（7/25 公布） 第 1 回神奈川県たばこ対策推進検討会の開催（7/27）
9 月	県民意識調査・施設調査の実施
平成 31 年 2 月	厚生常任委員会に県民意識・施設調査結果の速報を報告
3 月	条例の一部改正（3/22 公布） 第 2 回神奈川県たばこ対策推進検討会の開催（3/26）

#### (2) 受動喫煙防止に関する県民意識調査・施設調査の実施

##### ア 調査の概要

	県民意識調査	施設調査
調査対象	県内在住の満 20 歳以上の男女 5,000 人	県内に所在する条例対象施設 5,000 施設
調査期間	平成 30 年 9 月 11 日～9 月 25 日	
有効回答数 (有効回収率)	2,563 (51.3%)	2,434 (48.7%)

##### イ 主な調査結果

- ・ 受動喫煙防止対策について県に期待すること（複数回答可）

県民意識調査	施設調査
喫煙者へのマナー向上のための普及啓発（60.3%）	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発（60.5%）
未成年者への喫煙防止教育（51.9%）	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発（43.6%）
受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発（50.2%）	未成年者への喫煙防止教育（34.3%）
規制強化（29.4%）	卒煙（禁煙）サポート（23.4%）
条例の着実な運用（28.7%）	条例の着実な運用（20.2%）

(3) 「神奈川県たばこ対策推進検討会」における主な意見

- ・ 条例の規制のうち法を上回る規制は残すべき
- ・ 加熱式たばこは現行どおりの取り扱いとすべき
- ・ 子どもを守る視点が必要

(4) 条例改正の考え方

ア 概要

令和2年4月1日付けで、多数の者が利用する全ての施設を対象として法が全面施行されることから、条例の一部改正を行う。

イ 内容

- ・ 法が上回る規制については、条例の規定を削除する。
- ・ 条例が上回る規制については、条例の規定を残す。
  - (ア) 法が上回る主な規制
    - ・ 学校、病院、児童福祉施設、行政機関等（法の第一種施設）は、原則敷地内禁煙
    - ・ ゲームセンター、カラオケボックス、飲食店等（法の第二種施設）は、原則屋内禁煙
    - ・ 新規の飲食店は面積に関わらず原則屋内禁煙
  - (イ) 条例が上回る主な規制
    - ・ 「禁煙」の表示義務
    - ・ 未成年者の喫煙区域等への立入規制に対する罰則適用
    - ・ 物販店、映画館、ボーリング場等（条例の第一種施設の一部）は禁煙

ウ 今後の対応

法及び条例の実効性を高めるために、訪問指導や立入調査を充実強化していく。

※参考

訪問指導実績（平成30年3月末現在）： 延べ 81,900件

立入調査実績（平成31年3月末現在）： 6件

(5) 今後のスケジュール

令和元年 7月	第1回たばこ対策推進検討会を開催
令和元年 9月	第3回定例会に条例改正議案を提出
令和2年 4月	改正条例の施行・改正健康増進法の全面施行

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」と「改正健康増進法」の主な規制内容の比較表

参考

※ □ 太枠は上回る規制を示す

【令和2年4月1日全面施行時】

		神奈川県公共的施設における 受動喫煙防止条例 ※対象は、屋内	健康増進法改正 ※一部、屋外も規制対象	
学校、病院、児童福祉施設等	行政機関	【第1種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ※令和元年7月1日以降は屋内喫煙室設置不可	【第1種施設】 ○敷地内禁煙 ・屋内に喫煙室設置不可(完全禁煙) ・屋外に特定屋外喫煙場所設置可	
上記以外の施設	物販店、映画館、ボウリング場、銀行他	【第1種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり)	【第2種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で加熱式たばこのみ飲食等しながら喫煙可能	
	上記以外のサービス店舗、ゲームセンター、カラオケボックス他	【第2種施設】 ○禁煙又は分煙 【禁煙】 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) 【分煙】 ・喫煙区域で飲食等しながら喫煙可能	【第2種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で加熱式たばこのみ飲食等しながら喫煙可能	
	飲食店	大規模飲食店 (調理場を除く面積100㎡超)	【第2種施設】 ○禁煙又は分煙 【禁煙】 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) 【分煙】 ・喫煙区域で飲食等しながら喫煙可能	【第2種施設】 (客席面積100㎡超) ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で飲食等しながら喫煙可能
		小規模飲食店 (特例第2種施設) (調理場を除き100㎡以下)	○禁煙又は分煙 ・煙流出防止、表示、未成年者立入制限など すべて努力義務 ・届出不要 ・広告・宣伝等の明示義務なし	〈新規店〉 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で飲食等しながら喫煙可能  〈既存特定飲食提供施設〉 〈既存店で個人又は中小企業かつ客席面積100㎡以下〉 ○店の判断で喫煙可能室(屋内全部又は一部)設置可 ・煙の流出防止基準あり ・届出必要 ・標識掲示義務(罰則あり) ・喫煙可能室の表示義務(罰則あり) ・書類の保存義務(罰則あり)
	小規模宿泊施設(事業用面積700㎡以下)	〈特例第2種施設〉 ○禁煙又は分煙 ・煙流出防止、表示、未成年者立入制限など すべて努力義務	【第2種施設】 ○禁煙 ・喫煙室設置可(煙の流出防止基準あり) ・指定たばこ専用喫煙室で加熱式たばこのみ飲食等しながら喫煙可能	
一部の風営法施設等(ばちんこ店等)				
加熱式のたばこ	〈加熱式たばこ〉 ・紙巻きたばこと同様の措置 ・禁煙では喫煙室で喫煙可能 ・分煙では喫煙区域で飲食しながら喫煙可能	〈指定たばこ〉 ・紙巻きたばこことは規制を異にする ・指定たばこ専用喫煙室で飲食等しながら指定たばこのみ喫煙可能 ※当分の間の経過措置		
二十歳未満の者	・喫煙区域への立入禁止。(従業員は除く) ・罰則あり	・喫煙室への立入禁止(従業員も含む) ・指導・助言		
禁煙の表示	・禁煙の表示義務(罰則あり)	・禁煙の標識規定なし		
罰則	(施設管理者) 5万円以下の過料 (喫煙した個人) 2万円以下の過料	(施設管理者) 50万円以下、30万円以下、あるいは20万円以下の過料 (喫煙した個人) 30万円以下の過料		
施行主体	県	・都道府県知事(政令市、保健所設置市、特別区以外の区域) ・政令市、保健所設置市は市長、特別区は区長		
適用除外	①居室 ②旅館・ホテルの客室等 ③事務室 ④一般自動車	①人の居住の用に供する場所 ②旅館、ホテルの客室 ③その他①・②に準ずる場所として政令で定めるもの ④特定施設等で、①・②に該当する場所 ⑤特定施設等で、現に運行する一般自動車の内部		

## 4 かなチャンTVにおける動画配信の停止について

県は、かなチャンTVによる動画配信により、県民向けにわかりやすく広報を行っている。

この度、アニメ「かなかなかぞく」パパ役の声優等として出演していたタレントくまだまさしが、特殊詐欺グループの会合に参加し、金銭を受領していたことが確認された。こうしたことから、県は、同タレントが出演している動画の配信を停止するとともに、今後の出演は行わないこととした。

### (1) これまでの経緯

令和元年6月13日	株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシーからくまだまさしが5年ほど前、特殊詐欺グループの会合に参加していたことが判明したと情報提供があった。
令和元年6月14日	同社の役員が来庁し、県に対して謝罪。当面の間、同タレントの出演を行わないこととするとともに、引き続き本人に対しヒアリングを実施する旨の説明があった。
令和元年6月24日	同社から県に対し、その後のヒアリングの結果、同タレントが当該グループの会合に参加し、金銭を受領していたことが確認された旨の情報提供があった。 このことから、同タレントが出演している動画について配信を停止した。
令和元年6月25日	同社社員が来庁し、謝罪するとともに、配信停止にかかる今後の対応について協議開始

### (2) 配信を停止した動画

#### ア アニメのキャラクター及び声での出演

- ・ 第31話『シェイクアウトって何?』

#### イ アニメの声での出演

- ・ 第36話 人生100歳時代スペシャル～それぞれの100歳時代～
- ・ 第37話 社会参加で未病改善!
- ・ 第38話 運動して未病改善!

#### ウ 本人が実写版として出演

- ・ くまだまさしが「運動」を語る!

### (3) 今後の対応

動画配信の停止に関する広報の代替措置等を検討していく。